

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

定 款 施 行 規 則

第 1 章 総 則

(制定と改廃)

第 1 条 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第 4 4 条の規定に基づき施行規則（以下「規則」という。）を次のとおり定める。

第 2 章 会 員

(会員権の行使)

第 2 条 正会員の会員権を行使できる者は、次のとおりとする。

- (1) 個人免許の宅地建物取引業者にあつては、免許を受けた者。
- (2) 法人免許の宅地建物取引業者にあつては、その免許を受けた代表者。

(入会及び移籍)

第 3 条 定款第 7 条の会員の資格の取得とは、新規入会及び承継入会をいう。

2 所属支部の変更を伴う事務所所在地の変更を移籍という。

3 入会手続き及び移籍手続きは、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第 4 条 入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 新規入会金

イ 正会員 642,000円

ロ 準会員 550,000円

(2) 月額会費

イ 正会員 5,500円

ロ 準会員 5,500円

但し、入会者については、入会時に入会月以降年度末までの会費を一括徴収し、退会者については、退会翌月以降の徴収済会費を返還する。

2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、新規入会金を免除し、承継入会金として次の額を徴収する。

正会員 30,000円

準会員 15,000円

(1) 個人会員が死亡し、配偶者又は 3 親等内の血族とその配偶者が個人会員として営業を引き継ぐ場合で、死後 90 日以内に所属支部には協会への承

継申請を、国土交通大臣又は兵庫県知事には免許申請を行った場合（保証協会は１８０日以内に免許された場合）

(2) 個人会員で戸籍上の配偶者又は２親等内の血族の内１名が代表者の同意を得て、営業権を譲り受けた場合（保証協会は新規入会）

(3) 代表者が同一で組織を変更した場合

イ 個人⇄法人

ロ 知事免許⇄大臣免許

(4) 免許の更新が遅滞したため免許有効期間が満了し更新申請が不可となった後、有効期間満了後１４日以内に所属支部には協会への承継申請を、国土交通大臣又は兵庫県知事には免許申請を行った場合。

但し、代表者に変更がある場合は新規入会とする。（保証協会はすべて新規入会となる）

(5) 法人である者同士が合併等により、吸収される法人の事務所を、存続する法人の事務所とする場合

3 他都道府県より移籍入会するときは、新規入会金を徴収する。（保証協会は承継又は変更）

4 県を超えた本支店の入れ替えによる新規入会の場合、新規入会金を免除する。

5 前条第２項の移籍並びに所属支部内での事務所所在地の変更を伴う、従たる事務所の名称変更の場合、新規入会金を免除する。

6 会費の納期は次のとおりとする。

上期分（４月～９月） ６月末日まで

下期分（１０月～３月） １２月末日まで

（入会金等の不返還）

第５条 会員は、協会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

（会費滞納者の処分）

第６条 定款第１１条第(1)号に定める会費滞納者の処分は、次の各号により取扱う。

(1) 協会は、納付期日を２ヶ月経過しても会費の納付がない会員については、納付期限を付し、督促状を送達する。

(2) 協会は、会員が前号の督促に応じないときは、理事会を開催し、会員権一時停止について審議することができる。

(3) 協会は、定款第１１条第(1)号により、会員の資格を失った者があるときは、速やかに所属支部に通知する。

（懲戒の種類）

第7条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 会員権の停止
 - イ 除名処分発生までの会員権の停止
 - ロ 期限を付した会員権の一時停止
- (3) 戒告
- (4) 注意

2 前項の具体的基準と復権制度については、理事会で定める。

(懲戒処分の手続き)

第8条 会員が、前条の処分に相当する事実のあるときは、当該支部幹事会においてこれを審議し、支部長は、必要資料を添付して、会長に申請する。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、所管委員会に付託して、審査させるものとする。

3 会長は、所管委員会からの審査結果の報告を受け、前条第1項第(1)号及び第(2)号の処分相当と認めるときは、理事会に提議しなければならない。

4 理事会において審議するときは、被処分者に書面又は口頭のいずれかにより弁明の機会を与えなければならない。

但し、その所在が不明あるいは、これを拒否又は放棄したときはこの限りでない。

5 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、第1項の定めにかかわらず、所管委員会においてこれを審議することができる。

(1) 各委員会より必要資料を添付して申請があり、会長がこれを必要と認めたとき。

(2) 官公庁及び関係機関等より、処分の通知があったとき。

(懲戒処分)

第9条 理事会が、前条に基づき事実を審議し、処分が妥当と認めたときは、第7条第1項第(1)号または第(2)号いずれかを決議する。

2 理事会が、前項の処分を決議したとき、会長は、速やかに書面をもって、当該会員に通知しなければならない。

3 第7条第1項第(1)号及び第(2)号の処分に該当するときは、機関紙により公告する。

4 会長は、所管委員会からの審査結果の報告を受け、第7条第1項第(3)号及び第(4)号の処分相当と認めるときは、速やかに書面をもって、当該会員に通知しなければならない。

(除名の通知)

第10条 会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員への交付物)

第 1 1 条 協会に入会した者に、次の物品を交付する。

ア 会員証書

イ ハトマークバッジ

第 3 章 総 会

(招集方法)

第 1 2 条 総会の招集は、会長が総会の日時、場所及び付議事項を示して、総会の日の 1 週間前までに文書で通知しなければならない。但し、書面表決を行う場合は、2 週間前までに文書で通知しなければならない。

2 定款第 1 5 条第 2 項の場合には、会長は請求の日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(決 議)

第 1 3 条 総会の議事は定款第 1 8 条で別に定めるもののほか、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。

(議長の権限)

第 1 4 条 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 総会の議長は、その命令に従わない者、その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議事録)

第 1 5 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第 4 章 役 員

(理事候補の選出方法)

第16条 理事候補の選出方法は、次のとおりとし、総会に推薦する。

- (1) 支部において、幹事のうちより理事会で定める割合で選出し、理事会で定める日までに、会長宛理事候補推薦届（様式第6号）を提出しなければならない。

但し、期日までに提出しない支部は、これを放棄したものとする。

- (2) 前号に定めるほか、当該支部において選出された支部長は理事候補となり、前号と同様の手続きをしなければならない。

（理事候補の資格）

第17条 理事候補の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員で宅地建物取引士である者
- (2) 役員改選年の4月1日現在、満年齢70歳以下の者
- (3) 再選される場合は、前任期間中理事会及び他の関係会議等に2分の1以上出席した者。

但し、理事会については、委任状を含まない。

- (4) 宅地建物取引業法（以下「業法」という。）及び関連諸法令によって、処分された事実のない者
- (5) 定款及びこの規則並びに協会の決議に反する行為により、処分された事実のない者
- (6) 役員在任中、不適切な行為を行った事実のない者

（理事候補の審査）

第18条 理事候補については、理事会において、資格審査委員会を正副会長を含む委員13名で構成し、理事会で定める日までに次の審査をしなければならない。

- (1) 定数確認
- (2) 資格の審査

2 資格審査委員会は、前条各号のうちいずれかに該当しない者があるときは、無資格者として当該支部に通知し、その補充理事候補の推薦を要請する。

3 資格審査委員会は、その任務終了をもって理事会にはかり解散する。

（監事候補の選出方法等）

第19条 監事候補は、第46条に定める東部、中部、西部各地区の正会員より各1名の候補を選び総会に推薦する。

2 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

（会長の選出等）

第20条 会長は、別に定める選挙規則により選出し、理事会の承認を得るものとする。

(副会長の選出)

第21条 副会長は、次の方法により理事会で選出する。

- (1) 東部地区1名、中部地区1名、西部地区1名
- (2) 前号の選出については、各地区内の理事によって行う。

(専務理事の選出)

第22条 専務理事は、理事のうちより正副会長が合議のうえ候補を選出し、理事会で決議する。

(常任理事の選出)

第23条 常任理事は、各地区に割り振りし、理事会で決議する。

2 前項の選出については、各地区の理事によって行う。

(理事及び監事の補欠選任)

第24条 理事に欠員を生じたときは、総会において補欠選任を行う。

2 監事に欠員を生じたときは、定款第21条の規定にしたがい、補欠選任を行う。

(役員の退任)

第25条 役員は、次に掲げる場合には退任したものとみなす。

- (1) 退任申出書を提出し、これが理事会で承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。

(役員解任手続き)

第26条 役員が、協会の名誉を毀損、又はその他役員として適当でないと認められる事由に該当したときは、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席する理事会で、その過半数の決議により役職を解き、総会の決議により解任する。

但し、この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(名誉会長等の選出等)

第27条 定款第29条に定める名誉会長等の選出基準は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、兵庫県知事、又はこれに等しい人物を選考する。
- (2) 顧問には、会員外の政財界人、又は学識経験者より選考する。

但し、政令指定都市を除く市・町長並びに議員及び各行政機関関係者は含まないものとする。

- (3) 常任相談役は、正会員で次の経験者とする。

イ 正副会長 1期以上

- (4) 相談役は、正会員で次の各号のいずれかの経験者とする。

- イ 専務理事 1 期以上
 - ロ 常任理事 2 期以上
 - ハ 支部長 3 期以上
- 2 顧問の選考に際し、支部機関は候補者を推薦することができる。
- 3 常任相談役、相談役の通算任期は次のとおりとする。
- イ 常任相談役 3 期まで（ただし、会長経験者はその限りでない。）
 - ロ 相談役 2 期まで

（役員の就任及び辞任）

第 28 条 役員が、就任又は辞任するときは、別に定める役員就任届（様式第 7 号）及び辞任届（様式第 8 号）を会長宛に提出しなければならない。

第 5 章 理事会等

（招 集）

第 29 条 理事会の招集は、会議の日時、場所及び付議事項を示して、開催の 1 週間前までに理事及び監事に対して、文書又は電磁的方法（電子メール等）で通知しなければならない。

（決 議）

第 30 条 理事会の決議は、定款第 33 条に定めるところによるが、代理人による出席及び議決権の行使及び書面による議決権の行使は、これを認めない。

2 前項は、定款第 33 条で別に定めるもののほか、出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。

（議事録）

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（第 58 条による出席者を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

（会議の設置）

第 32 条 定款第 4 条の目的達成及び定款第 5 条の事業を行うために、次の会議を置く。

- (1) 正副会長会
- (2) 常任理事会
- (3) 委員会
- (4) 支部長会
- (5) その他会議

(正副会長会)

第 3 3 条 正副会長会は、協会の運営について総合的な案件に関し、必要に応じ会長が開催する。

- 2 この会議は、正副会長、専務理事をもって構成し、必要に応じ関係委員長を参画させる。

(常任理事会)

第 3 4 条 常任理事会は、次の事項を審議するため、必要に応じ会長が開催する。

- (1) 理事会に提出する議案の検討
- (2) 委員会が提出する議案の検討
- (3) その他会務処理に関する事項

- 2 この会議は、正副会長、専務理事、常任理事をもって構成する。

(委員会)

第 3 5 条 協会の運営について、次の委員会を置き、必要に応じ委員長が開催する。

- イ 総財委員会
- ロ 運営委員会
- ハ 情報提供委員会
- ニ 会員支援・研修委員会
- ホ 政策事業委員会
- ヘ 相談事業委員会

(支部長会)

第 3 6 条 支部長会は、会務執行に当たり、必要に応じ会長が開催する。

- 2 この会議は、支部長、正副会長、専務理事、常任理事をもって構成する。

(議事運営委員会)

第 3 7 条 総会、理事会の議事進行を円滑に行うため、必要に応じ議事運営委員会を設けることができる。

- 2 委員の任命及び数については、会長が選考し会議の承認を得る。

- 3 委員長は、委員が互選する。

(特別委員会)

第 38 条 協会に理事会の承認を得て、特別の事業を研究し、処理するために必要に応じ特別委員会を設けることができる。

2 この委員会の構成は、第 39 条に準ずるものとする。

3 この委員会の名称は、その特別事業に適したものを付する。

4 この委員会は、その事業の研究及び処理の完了したとき、理事会の決議を経て解散する。

(委員会の構成と委員の選出)

第 39 条 委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名をもって構成する。

2 理事は、原則第 35 条に定める委員会のいずれかに所属しなければならない。この選出は各地区で行う。

3 常任理事の職務及び委員会の構成員は、正副会長合議のうえ各地区に按分する。

(専務理事の所管)

第 40 条 専務理事は、会長又は副会長の指示を受け、会務の処理及び委員会の総括と調整並びに渉外活動に関する事項を掌理する。

(委員会の所管)

第 41 条 委員会の所管を次のとおりとする。

(1) 総財委員会

イ 協会の庶務及び会議に関する事項

ロ 定款、同施行規則及び支部規則の改廃に関する事項

ハ 各種表彰に関する事項

ニ 兵庫県宅建会館及び什器備品の維持管理並びに会館の長期修繕計画に関する事項

ホ 事務局の指揮監督と支部連絡に関する事項

ヘ 会員の福利厚生と慶弔に関する事項

ト 社会福祉事業への協力に関する事項

チ 予算、決算、金銭出納及び会費徴収に関する事項

リ 経理帳簿、資産の管理及び損益処理に関する事項

ヌ 会計処理規程、旅費規程及び職員給与規程の改廃に関する事項

ル 資産の購入及び管理台帳の整備に関する事項

オ 委員会として必要な事項

(2) 運営委員会

イ 協会組織の育成強化と入退会及び移籍に関する事項

ロ 会員資格喪失者の処置に関する事項

- ハ 会員の規律保持と懲戒に関する事項
- ニ 無免許者及び不正業者に対する調査と対策に関する事項
- ホ 宅地建物取引業者免許に関連する事項
- ヘ 中長期ビジョン、未来構想の策定に関する事項
- ト BCP対策、コンプライアンスに関する事項
- チ 支部・地区協議会に関する事項
- リ 他の委員会に属さない事項
- ヌ 委員会として必要な事項

(3) 情報提供委員会

- イ 協会の広報に関する事項
- ロ 不動産知識の普及に関する事項
- ハ 協会のホームページの管理に関する事項
- ニ 協会の対外宣伝に関する事項
- ホ 不動産フェアに関する事項
- ヘ (公社)近畿圏不動産流通機構サブセンターの運営に関する事項
- ト 不動産流通の円滑化に関する事項
- チ ハトマークサイトに関する事項
- リ たっけんクラウドに関する事項
- ヌ I T、D Xに関する事項
- ル 委員会として必要な事項

(4) 会員支援・研修委員会

- イ 会員及び従業者の研修に関する事項
- ロ 宅地建物取引業に従事しようとする者に対する研修に関する事項
- ハ 宅地建物取引士に関する事項
- ニ 宅地建物取引士の資格試験に関する事項
- ホ 会員支援に関する事項
- ヘ 兵庫宅建株式会社に関する事項
- ト 委員会として必要な事項

(5) 政策事業委員会

- イ 公共団体及び関係団体との業務提携に関する事項
- ロ 住宅確保要配慮者に関する事項
- ハ 各種融資制度に関する事項
- ニ 関係官庁及び関係団体等への要望、陳情に関する事項
- ホ 中小企業分野に関する事項
- ヘ 不動産コンサルティングに関する事項
- ト 不動産広告の調査と指導に関する事項
- チ (公社)近畿地区不動産公正取引協議会への協力に関する事項
- リ 暴力的不法行為の予防及び暴力追放運動の推進に関する事項
- ヌ 委員会として必要な事項

(6) 相談事業委員会

- イ 不動産無料相談所に関する事項
- ロ 保証協会苦情解決業務に関連する事項
- ハ 宅建業法及び関連法規の研究に関する事項
- ニ 土地住宅政策及び土地住宅税制に関する事項
- ホ 不動産問題に関する関係団体からの調査依頼等に関する事項
- ヘ 不動産の価格査定に関する事項
- ト 委員会として必要な事項

(委員会規定)

第42条 委員会、特別委員会の運営規定は、別に定める。

第6章 資産及び会計

(予算の変更)

第43条 緊急に予算を変更する必要があるときは、理事会において決定することができる。また、その内容を次期総会において報告する。

(暫定予算)

第44条 定款第36条の規定にかかわらず、新年度開始前に予算が成立しないときは、当該年度の予算が成立するまでの間、前年度の予算を基準として執行することができる。

2 前項の暫定予算に基づく収入及び支出は、当該年度の予算に基づく収入及び支出とみなす。

第7章 事務局

(事務局)

第45条 事務局に事務局長及び職員を置く。

2 事務局長及び職員は、会長が任免し、理事会の承認を得る。

3 事務局長は、各会議に出席して意見を述べることができる。

但し、表決権は有しない。

4 事務局の所管運営については、別に定める。

第8章 支部及び支部機関

(地区及び支部)

第46条 協会は、協会の運営を円滑に行うため、兵庫県下に3地区12支部を置く。

2 地区及び支部の名称区域については、別表のとおりとする。

(支部の設立、解散等)

第47条 支部の設立、併合、分離、解散についてはすべて理事会の承認を得なければならない。

(支部機関)

第48条 支部に支部長その他の役員を置く。

2 支部規則は、理事会において定める。

3 支部の役員の選出その他支部の業務の運営について必要な事項は、支部において定める。

(会員の所属支部)

第49条 会員は、その事務所を有する区域の支部に所属しなければならない。

(支部役員)

第50条 支部役員は、支部機関において選出し、役職及び氏名を会長に報告しなければならない。

2 支部長に対する選任状は、会長が交付する。

3 支部役員に対する選任状は、支部長が交付する。

(会務の執行)

第51条 協会は、支部を通じて会務を執行するものとする。

2 支部長は、前項の会務執行の義務を負う。

3 協会の会務執行を円滑に行うため、第35条に準じて部会を置くものとする。

(支部の業務)

第52条 支部は、次の業務を行う。

- (1) 協会の決議した事業の推進に関する事項
- (2) 協会と会員との連絡に関する事項
- (3) 入会金及び会費徴収に関する事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) 支部事務に関する事項

(支部総会)

第53条 支部は、毎年1回定時総会を開催し、議事録を作成し、保管しなけ

ればならない。

- 2 臨時総会は、支部規則で定めるもののほか、会長がこれを招集することができる。

(支部経費)

第54条 協会は、支部経費として次の金額を交付する。

(1) 入会奨励金

イ 正会員 100,000円

ロ 準会員 50,000円

※ ロ 準会員については、本店所属支部が支店所属支部と異なる場合、本店所属支部へも同額を交付する。

(2) 承継入会金交付金

イ 正会員 20,000円

ロ 準会員 10,000円

(3) 支部運営交付金

イ 基本額

支部会員数（正会員・準会員）により以下のとおり定める。

支部会員数 300 以下	3,000,000 円
〃 301 以上 600 以下	4,000,000 円
〃 601 以上 900 以下	5,000,000 円
〃 901 以上 1,200 以下	6,000,000 円
〃 1,201 以上 1,500 以下	7,500,000 円
〃 1,501 以上 1,800 以下	9,000,000 円

ロ 一会員 @34,000円

支部運営交付金は、前期末会員数を基準とし、次のとおり8月末及び2月末に送金する。

基本額 1,500,000円 (3,000,000円×1/2) +

@17,000円 (34,000円×1/2)×会員数

(4) その他理事会で承認を得たもの

- 2 他支部からの移籍会員を受入れる支部は、当該会員から移籍事務手数料として次の額を徴収する。

イ 正会員 30,000円

ロ 準会員 15,000円

- 3 支部は、正会員及び準会員の従業者（登録代表者1名を除く）1名あたり月額2,000円を限度に、支部総会の承認を得て会員から従業者登録、従業者の研修受講等にかかる費用を徴収し、支部の運営に充てることができる。

- 4 支部は、第4条に定める入会金、会費並びに前項の規定に基づくものを除き、会員から金員を徴収してはならない。

但し、受益者負担によるものであって、徴収目的を明示し幹事会の承認を得て会員から徴収するものについてはこの限りでない。

- 5 前項、但し書きの金員徴収を決定したときは、支部長は速やかに書面で会長に報告しなければならない。
- 6 第1項から第4項の支部経費に対し交付した金額の支部での使途（支出）について、協会の法人としての事業計画・予算及び実施の事業内容として、理事会において適切でないと決議された場合には、当該支部に対し翌年度以降の第1項第（3）号の交付を減額又は停止するものとする。また、当該金額及び期間についても、理事会の決議によって決定するものとする。

（報告義務）

第55条 支部は、この規則に定めるもののほか、次の事項について、会長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書及び収支決算書（財産目録を含む。）
- （2）事業計画書及び収支予算書

（運営細則）

第56条 支部運営細則は、定款及びこの規則に違背することができない。

第9章 その他

（届出及び諸様式）

第57条 協会の届出及び諸様式を次のとおり定める。

- 様式第1号 入会申込書
- 様式第2号 会員権承継申請書
- 様式第3号 誓約書（Ⅰ）
- 様式第3号の2 誓約書（Ⅱ）
- 様式第3号の3 誓約書（Ⅲ）
- 様式第4号 変更届
- 様式第5号 退会届
- 様式第6号 理事、監事候補推薦届（承諾を含む。）
- 様式第7号 役員及び役職者就任届
- 様式第8号 役員及び役職者辞任届
- 様式第9号 顧問推薦届

- 2 会員は、様式第1号（入会申込書）記載事項のうち以下の項目を変更したときは、30日以内に様式第4号（変更届）により会長に届出なければならない。

- イ 商号又は名称（支店名）
- ロ 事務所所在地
- ハ 所属支部
- ニ 事務所の電話番号及びファックス番号

ホ 代表者

ヘ 政令第2条の2で定める使用人

ト 専任の宅地建物取引士

3 前項の様式は、この規則の末尾綴込みのとおりとする。

(ウェブ会議システム等での開催)

第58条 理事会及び第32条に定める会議は、ウェブ会議システム等（インターネットその他の通信手段にて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステムをいう。以下同じ。）を利用して開催することができる。

2 理事会及び第32条に定める会議の構成員並びに会議の招集者が特に必要と認めた者は、ウェブ会議システム等を利用して、出席することができる。

3 前項の方法により出席した構成員は、定足数に含め、発言権、議決権を有する。

(雑 則)

第59条 この規則に疑義を生じたときは、理事会の決議による。

附 則

1 この規則は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成24年3月22日開催の第6回理事会において一部修正し、同年5月22日開催の第52回定時総会の決議を経た後、5月23日から施行する。(第4条(1)、第54条(1))

3 この規則は、平成24年3月22日開催の第6回理事会において一部修正し、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。

(第57条)

4 この規則は、平成25年9月12日開催の第3回理事会において一部改正、同日より施行する。(第41条(6))

5 この規則は、平成26年1月27日開催の第5回理事会において一部改正、同日より施行する。(第57条)

6 この規則は、平成27年1月29日開催の第8回理事会において一部改正、同年4月1日より施行する。(第54条)

7 この規則は、平成27年1月29日開催の第8回理事会において一部修正し、同年5月28日開催の第55回定時総会の決議を経た後、5月29日より施行する。(第4条(1))

8 この規則は、平成27年3月26日開催の第9回理事会において一部改正、

同年４月１日より施行する。（第１７条、第４１条、第５７条）

- ９ この規則は、平成２７年６月２５日開催の第２回理事会において一部改正、同日より施行する。（第１１条）
- １０ この規則は、平成２８年１１月１７日開催の第７回理事会において一部改正、平成２９年４月１日より施行する。（第５４条）
- １１ この規則は、平成２９年１１月９日開催の第４回理事会において一部改正、平成３０年４月１日より施行する。（第５４条）
- １２ この規則は、令和元年９月１９日開催の第３回理事会において一部改正、令和２年４月１日より施行する。（第５４条）
- １３ この規則は、令和元年９月１９日開催の第３回理事会において一部改正、令和元年１２月２日より施行する。（第４１条）
- １４ 令和２年７月３０日一部改正、同日施行。令和２年度上期分の納付期限を８月末日までと定める。（第４条）
- １５ この規則は、令和３年４月２６日開催の第１回理事会において一部改正、同日施行する。（第２９条、第３１条、第５８条（新設））
- １６ この規則は、令和３年１１月４日開催の第４回理事会において一部改正、令和４年４月１日より施行する。（第５４条）
- １７ この規程は、令和５年１月２６日開催の第８回理事会において一部改正、令和５年４月１日より施行する。（第３５，４１条）
- １８ この規程は、令和５年１１月９日開催の第４回理事会において一部改正、令和６年４月１日より施行する。（第４６，５４条）
- １９ この規程は、令和７年３月２７日開催の第９回理事会において一部改正、令和７年４月１日より施行する。（第４条、３９条）